

5. 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
令和3年3月末					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—	—
危険債権	2	2	—	—	2
要管理債権	—	—	—	—	—
小計	2	2	—	—	2
正常債権	141,936				
合計	141,939				
令和3年9月末					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—	—
危険債権	2	2	—	—	2
要管理債権	—	—	—	—	—
小計	2	2	—	—	2
正常債権	140,294				
合計	140,297				

(注) 1. 令和3年9月末の計数は、次の方法により算出しています。

- (1) 各計数は、令和3年3月末基準の自己査定額を令和3年9月末の残高に置き換えたものです。
- (2) 令和3年3月末から9月末までの間に、債務者区分の変更が必要であると認識した先について、9月末時点の債務者の状況に基づき債務者区分を変更しています。

2. 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号) 第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(3) 要管理債権

3カ月以上延滞債権で上記(1)及び(2)に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

(4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。